

平成 1 7 年度第 2 回

新 宿 区 環 境 審 議 会

平成 1 7 年 1 2 月 7 日 (水)

新宿区環境土木部環境保全課

平成17年度第2回新宿区環境審議会

平成17年12月7日(水)

本庁舎6階第4委員会室

1 議題(報告)

- (1) ISO14001の報告について
- (2) 環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業評価の報告について
- (3) 路上喫煙禁止に伴う条例の一部改正についての報告について
- (4) 新宿区地域省エネルギービジョン(新宿区省エネルギー環境指針)について
- (5) その他

2 資料

- 1 ISO14001の取り組みについて
- 2 環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業評価について
- 3 「路上喫煙」施策の効果について
- 4 条例新旧対照表
- 5 新宿区省エネルギービジョンの策定について

審議会委員

出席(14名)

会 長	丸 田 頼 一	副 会 長	立 花 直 美
委 員	勝 田 正 文	委 員	中 野 光 倫
委 員	小 林 浩 司	委 員	奥 津 浩 美
委 員	野 口 壽 子	委 員	田 中 利 裕
委 員	村 山 正 治	委 員	小 高 美 成
委 員	向 山 純 一	委 員	小 川 行 雄

委員 齊藤源久
欠席(2名)

委員 石川進

委員 安田八十五

委員 崎田裕子

午後 2 時 0 分開会

開会

会長 どうも、皆さんこんにちは。では、定刻になりましたので、ただいまから平成17年度第2回の新宿区環境審議会を開催させていただきます。

お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

では、事務局から本日の出欠等のご連絡がございましたらお願いいたします。

環境保全課長 本日は安田委員と崎田委員からご欠席のご連絡をいただいております。また、小川委員からは特にご連絡はいただいておりますが、この会は定数が16名中13名の委員の皆様方がご出席いただいておりますので、会則によりまして、本会は条件を満たしています。よろしくをお願いいたします。

会長 では、会議に入る前に、事務局から11月1日付で人事異動があったようですので、その旨のご報告をお願いします。

環境保全課長 環境保全課長の佐藤でございます。11月1日付で本職に就かせていただきました。前職は清掃事務所長として環境行政の一端を担っておりましたけれども、このたびさらに大きな問題につきまして、この担当になりました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

事務局説明

会長 それでは、本日の議題等につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

環境保全課長 本日もご報告をさせていただく事項は4点ございます。

1つ目はISO14001の報告についてでございます。

2つ目につきましては、環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者の管理に係る事業評価の報告でございます。

3点目でございますが、路上喫煙禁止に伴う条例の一部改正についてでございます。

そして最後の4番目でございます新宿区地域省エネルギービジョンの策定についてでございます。

以上でございます。

会長 わかりました。それでは、事務局からただいまご紹介のありました議題につきまして1つずつご説明いただきまして、ご質問、ご意見をいただく形態をとらせていただきます。

ISO14001の報告について

会長 まず、第一にISO14001の報告についてということで始めさせていただきます。よろしく願いいたします。

お座りになってご説明ください。

環境保全課長 では、座らせていただきます。

お手元の資料に、ISO14001の取り組みについてというA4の紙1枚がございます。ごらんいただきたいと思います。

新宿区といたしましては、平成12年にISO14001の認証取得をいたしました。このたび平成16年度の推進結果についてということで、1番目にご報告をさせていただきます。

電気、ガス、水道等の使用量、また、ごみの排出量についてでございます。基準年度といたしまして13年度のそれぞれの量を基準値といたしまして、16年度の削減率でございます。電気から始まりましてごみまでございますが、ガスの使用量につきましては3.5%増というような結果が出ております。また、下から2番目の用紙類使用量につきましても0.7%の増ということで、16年度の削減目標でありますけれども、それよりはちょっと増加したというものでございます。17年度、今年度までの15、16、17と3年間の削減目標をそれぞれ掲げてございます。これに対しまして、さらに努力をさせていただきたいと思っております。

このガスの使用量、また電気の使用量も削減目標に達しておりませんが、それにつきましては、この16年度は猛暑ということもございました。また、学校におきまして冷房化がスタートしたということでございまして、その辺が影響しているのかなと思っております。また、用紙の使用量につきましても増加しております。ただ、17年度からシステムのコンピューター化をいたしまして、紙の削減に今努めている最中でございます。

2番目に新宿区環境マネジメントシステムの改定についてということでございます。昨年11月に国際規格でございますISO14001の改定がなされました。これに伴いまして新宿区におきましても、環境マネジメントシステムの改定を行いまして、ことしの10月1日か

ら新システムでの運用を開始したものでございます。

その主なものといたしまして、以下に（１）から（４）までございます。

まず（１）といたしまして、適用範囲の拡大と明確化というものでございます。従来はこの規格につきましては「組織が管理でき、かつ影響が生じると思われる環境側面に適用する」というものでございましたが、改定によりまして、この組織だけではなく「組織が影響を及ぼすことができるものとして組織が特定する環境側面に適用する」ということで、少しサイトが広がったというものでございます。その中で国際規格改定に対応するために新宿区環境マネジメントシステムの適用範囲の見直しを行いました。具体的には、これまで協力団体というような扱いをしておりました区立施設を指定管理者制度に移行している部分があったのですが、そういう施設につきましても、時期等に合わせて順次適用範囲に入れるというようなことを、方針として掲げてございます。

（２）番目に間接的な環境側面への対応の徹底というものでございますが、１番目でお示したように組織が管理できるもの及び、組織が影響を持つことができるものということで広がったわけですが、この組織が間接的な環境側面にも配慮しなければいけないというようなことを明確にしてございます。この要求事項に対応するために、区が環境に直接及ぼす影響だけではなくて、間接的に及ぼす影響にも配慮をすることといたしました。各部における事業の間接影響の洗い出しをいたしました。また、区が委託している業者などにつきましても、この環境マネジメントシステムの実施計画に取り入れるというものでございます。

（３）番目で「法的及びその他の要求事項」の順守にかかわる管理の強化というものでございます。法的及びその他の要求事項というものがございまして、「組織の環境側面にどのように適用するかを決定する」とされていたため、法的及びその他の要求事項が具体的にどのように適用されるかを明確にしなければならなくなりました。これを受けまして新宿区の法的要求事項登録票を改訂いたしまして、明確なものとして、各実行部門に調査を依頼し新たな登録表を作成し、管理をすることといたしました。

（４）番目でございます。これまでは、このISO14001というのは環境に及ぼす影響というような部分、マイナスイメージがございましたが、今後につきましては有益な影響につきましても把握をしていくんだということでありまして、その有益な影響を与える活動などにも力を入れることにいたしました。例えば学校での環境教育なども、有益な環境影

響への配慮というようなことになっているかと思えます。

大きな3番目でございます。平成17年度ISO14001の外部定期審査結果についてでございます。

11月10日、11日と2日間にわたりまして、外部の定期審査をいたしました。今後は改訂後の規格で受けるということでございます。審査の結果といたしましては、指摘事項につきまして、軽微な不適合が2件ございました。また、リマークを4件受けたところでございます。指摘事項の2件につきましては既に是正済みでございまして、是正報告書を関係審査機関に提出したものでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。

では、ただいまのご説明に、ご質問、ご意見ございましたらお願いいたします。

どうぞ。立花さん。

立花副会長 すごく簡潔な報告で、いつもはもっと内容が具体的だったと思うのですが、それぞれ余り具体的な内容にまで立ち入って、ここの審議会で認識しておく必要はないんですか。アウトラインだけはわかったんですが、内容が全然わからないのですが、よろしいんですか。今までがすごく具体的だったものですからちょっとびっくりしました。例えば1ページ目の適用の範囲のところでも、国際規格改定に合わせて区立施設の入れるものが、従来はこれだけでこれからこれが入るようになるのかという具体例ですとか、次のページでも、審査結果の何が不適合2件でリマーク4件が何なのかもわからなければ、ああそうですか。報告を受けて終わりになってしまう気がするんですが、確認の必要はないんでしょうか。何か審議会で報告内容が変わったような気がして。何をここでするんでしょうかという感じがしますが。

このISOの内容については、ものすごく具体的に見てきたと思っておりますが、今まで。

会長 今のご質問に、よろしく申し上げます。

環境保全課長 まずは適用範囲の拡大というものでございますけれど。

立花副会長 というよりも、ここで何を審議するんでしょう。要するに内容に踏み込まないのならば、何をやるんでしょうかというのはちょっと不思議な気がします。

環境保全課長 本日お配りさせていただいております次第にも書いてございますように、きょうはここで審議いただくというよりは、今までやってきたもののご報告をさせてい

ただくということで、報告案件というような形で4件をご提案させていただいているものでございます。

以前は審議というような形で、こちらの審議会の審議を経て決定をすべきものというようなことがございましたが、今回につきましては報告ということで取り組んできた結果のご報告をさせていただいたというものでございます。

立花副会長 会長はよろしいんですか。

会長 よろしいんじゃないですか。スタートする前はいろいろございましたが、もう実施されていて、それについてそういう関係機関からのいろいろなアドバイスとか、それからそれに対応させた区のあり方とか、幹事レベルでお話されているわけで、その報告を承ってご意見を付するということですね、今後に向けて。

環境保全課長 不適合の2件につきましては、事務的な部分が非常にございまして、例えば児童館でPCBの製品を扱っていて、それを法的にどういう根拠でやっていたというものを明確にしていなかったということで、軽微な不適合が1件ございました。また、もう1件は、私ども、いろいろ事業をする中で計画を持ってやっておりますが、第3次実施計画と第4次実施計画ということで、その項目の名称を事務的なミスで、第4次の実施計画の名称で書くところを第3次の名称で書いたということで、その辺の部分も指摘を受けたというものでございます。

また、リマークにつきましても、内部的な事務的なミスでございまして、この辺につきましても既に是正をさせていただいているところでございます。

会長 よろしいですか。では、ほかにございましたら。

どうぞ。

小林委員 私は、用紙類の使用量の削減目標ということで、16年度は4%を目標にする、通年で15から17年では5%ということですが、このままですとなかなか厳しいのかなというふうに思います。

私が今、新宿区の区民会議という組織にもかかわりを持っていますが、新しい試みということで、そういう立ち上げの中で、当然紙の使用量も、新しい事業が入ってきたということで増えるのかなと考えています。やはり、 unnecessaryな報告書が大分送られてきているように思います。これは審議会で話すべきテーマではないとは思いますが、その辺をもう少し、紙の削減についての具体的な指針みたいなものがあれば。つまり、前回の報告を、

各委員に多分すべて何十ページという形で送られてきているんじゃないかなと思います。確か委員の方は350名近くいらっしゃると思うので、この紙の使用量たるや、これだけ考えても相当なものがあるだろうと思います。この辺のあり方というのもどうなのかなというふうに思いますので。

個人的に区民会議にかかわっている者としては、全員に前回の報告をきちんとお出しするという新宿区役所としての姿勢は非常に高く評価したいです。けれど、この辺からも紙類の使用量を削減していける1つにはなるのかなというふうに思っています。もうちょっとコンパクトに的を射たものを各委員にはお出ししてもよろしいのかなというふうに、私個人的に思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

会長 何かご意見があったら。

環境保全課長 今、委員がご指摘のとおり、区民会議ということで区民の皆さん方のいろんなご意見をちょうだいする会などが立ち上がりました。どうしても、ペーパーレスの時代といっても、なかなかペーパーレスで全てがいかない中で、そういう新たな事業によって紙の使用量が増えるというようなものもございます。今ご指摘のように、議事録的なものをこと細かく出すこともいかなものかと私も思いますので、関係するところに概略をまとめたもので、なるべく紙の使用を少なくするような努力というものを促していきたいと思っております。

環境推進係長 事務的に1点補足させていただきます。

紙の使用量ですが、今のご意見にもございましたように、私どもの内部事務的な部分での用紙の削減というのは、今相当進んでおりますし、それからイントラネット、コンピューターシステムネットワークを組んだことによって、これからもそれは進んでいこうと思います。一方で、対外的な住民サービスの部分について、さまざまな、例えば区民便利帳を発行したりですとか、公報を発行したりとか、そういったことをやっております。これも、今ネットワークの世の中なので、例えば新宿区もホームページを立ち上げておりますから、ホームページをごらんくださいと申し上げたいところですが、高齢の方もたくさんいらっしゃいますし、必ずしも皆さんがホームページにアクセスできるわけではないということもございまして、まだまだ紙ベースでの情報提供、行政サービスというのは、仕事をすればするほどどうしても紙の量が増えてしまうというような状況にございまして、ISOの視点もそういった対外的な行政サービスに伴う紙の使用と、内部事務的な紙の使

用というのは、ちょっと切り離して考えていきたいというようなことも、今事務局では検討しております。そういうことでご理解いただきたいと思います。

会長 では、ほかのご意見で、田中委員どうぞ。

田中委員 お尋ねしたいんですが、これはISOの件で軽微な不適合2件、リマークを4件受けて、それも指摘事項については既に是正済みであり審査機関に是正報告を行ったとあるんですが、この内容はどうなんですか。どういう2点とどういう4点とどういう報告をされたのか。これだけでは、本当の報告だけで。それだけでいいんですか。今紙の問題があったけれど。

環境保全課長 先ほどちょっと申し上げましたように、2点につきましては、1点目はPCBを使っている施設があって、それが法的にきとんと根拠法令を明確に書類上出していなかったというような指摘があったということです。それと、実施計画の表現を、別の年度と間違えて載せてしまった、という軽微な指摘でございます。

リマークにつきましても、本当に事務的な部分で、指摘事項にするにはちょっと厳しいのかなというようなことも、その中でいただいた部分でございまして、今はそれを適正に運用させていただいているところでございます。

会長 では、中野委員どうぞ。

中野委員 もとに戻るようにですが、我々環境審議委員として、こういうご報告を得て、そのご報告の内容についてどうなのかとって審議するのがこの審議会ではないかと思えます。そういう意味では、不適合2件、リマーク4件のご報告の内容のことが、区の事務局の事務所の問題だというお話があったので、これは十分に納得できますので、もうそういうご報告でよろしいかと思えます。

このISO14001の審議機関が審査するわけですから、その審査の中でこの不適合2件、リマーク4件ということであれば、非常にご苦勞の跡が見えるので大変だったと思えます。これはむしろ敬意を表する問題でございます。

それはそれとして、2ページ目の中段に有益な環境への配慮というのがありますが、これは、きょうは議題のご報告ですからこれまでなんですが、その中にご説明のあった有益な影響を与える事項ということで、学校での教育というものがありました。これも1つですね。ISO14001を推進していく区の間接的事項として取り上げるべき事項だと思います。もう1つ、今広報の都合というものがありました。やはり区民がそろってこの環境

問題に取り組めるような、意識教育をしていくことこそ、このISO14001の活動だというふうに思うんです。

ホームページで、私どもはしょっちゅう見せていただいておりますから、中身はよくわかります。だけど、一般区民がどうしてそれがわかるだろうか。その中で今最大の問題は、やはりエネルギー問題とそれからガスの問題ですね。これで温暖化というのが出るわけですから、そういう何が環境問題なのかというルーツに至るまでを、よく区民に教えて全員がやらないと。こんなものを区の行政の一端でやっても環境がよくなるはずがない。ですから、私は間接的効果というか間接的活動が非常に重要な事項じゃないかと思うんですね。これはやはり、きょうのこの審議とはまた別個に区の行政の中で、ひとつお考えいただきたいという、これは期待を込めたお話をしておきたいと思います。

会長 どうぞ。

環境保全課長 今、お話がございました、当初、この14001につきましては、役所の行政内部の環境マネジメントシステムを導入することによって、不必要なエネルギー使用をやめようというようなことが発端でございました。そういう中で、いろいろ削減目標などを掲げてきました。今回の外部審査の中でも審査員からご指摘いただきましたが、もうそろそろそういうエネルギー使用をやめていくというのをどんどん続けていけばゼロになるわけですが、それは役所の仕事をする中では無理だろうと。それは今減らしてきたものをそのまま移行していくというような形で、別のところで、この環境マネジメントシステムを考えた方がいいのではないかなというようなご指摘もいただきました。

例えば私どもは区の方でいろんな行政サービスを行っておりますが、例えば区民に差し上げる物や、いろいろ支給する物を、今まではなかなかISO14000にのっとった地球環境にやさしい物品を差し上げたり支給したりということを、余り考えなかったかも知れませんが、そういうものまで考えていくべきだろうというようなお話もございました。

それと、最後の4番目にご報告をさせていただきますが、新宿区の地域省エネルギービジョンということで、まさしく、今委員ご指摘のとおり、これから区民の方、あるいは区内の事業者の方がこの地球温暖化に対してどのように取り組んでいけばいいのか、そして京都議定書で定められました6%削減という目標にしたがって、それを達成するためにはどういう生活行動なりいろんなことが必要なんだろうかというふうなことを、具体的にご提案をさせていただいて、それを区の方から情報発信をして区民の方にもご理解いただい

て、そういう地球温暖化という地球規模的な話ではございますが、区民それぞれの方がそういう認識でもって生活をしていただくというようなことを、これから、来年の2月ぐらいには少し指針というような形の検討委員会で外部の方も入っていただいて検討しておりますが、そういうものを出していきたいと思っております。

会長 この面での広報はどういうふうになっているんですか。役所の方でこういう取り組みがあって、こういう結果になったと。

環境推進係長 16年度の結果につきましては既に広報紙に掲載をしたのと、あとホームページにも掲載をして報告しております。

会長 そうですか。それをまた用いながら、中野委員の言われるように啓発活動をやっていけば、よりよいんじゃないかなと思います。

中野委員 大きいところは環境省でやっているようなことですね。私もタッチしているものですからわかりますが、環境省でやればよいと。区でやることは、もっと現場というか、地に降りたところのことをやるべきじゃないかと思うんですね。例えば、バスが停留所だとか踏み切りのときに必ずエンジンをストップします。あれは排ガス規制をもう実行しているんですよね、バス会社がやるのは当然で、バス会社の14000の中の1つなんでしょうが、そうではなくて、区民が、それがなぜそうやるのか、自分もエネルギーの消費についてこういう努力をしよう、電灯を消すとかガスを制限するとか、そういうことができるようなPRをすべきじゃないかと、こんな話なんです。

会長 わかりました。では、ほかにございますか。

ないようでしたら、次に進めさせていただきます。

環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業 評価の報告について

会長 それでは、2番目の環境学習情報センター及び区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業評価の報告について、事務局からご説明をお願いいたします。

環境保全課長 それでは2番目の環境学習情報センターと区民ギャラリーの指定管理者の管理業務に係る事業報告についてですが、1枚の紙と、冊子になったものをご配付させていただいております。まずA4一枚のものでございますが、この指定管理者というのは、今まで公の施設につきましては地方自治体が直接運営するか、あるいは行政が出資をして

いる法人が管理できるというものでございましたが、平成15年に地方自治法の改正により、指定管理者制度ができたわけでございます。この施設につきましては、新宿区としてこの指定管理者の制度を導入した初めての施設でございます。

ここに書いてございますように、評価の目的でございますが、指定管理者が行った平成16年度の業績評価が、年度当初に締結した協定書に基づいて不足なく行われているかどうか。また、施設の設置目的に照らして適切に管理されていたかどうか、そういうふうなことにつきまして、第三者の目からチェックを行っていただいて、今後の管理業務に反映をさせるため私どもの企画政策課でつくっております「指定管理者制度の導入に係る指針」というものに基づきまして、この指定管理者の管理業務に係る事業評価を行ったものでございます。

対象施設は記載の通りでございます。指定管理者につきましては特定非営利活動法人新宿環境活動ネットでございます。指定期間につきましては、16年4月1日から18年の3月31日というものでございます。

評価委員の構成でございます。全部で9名でございますが、外部委員の方が5名、そして内部委員4名でございます。

評価委員会の開催の状況でございますが、2回の評価委員会を開いております。

評価の結果といたしまして、 から まですべてB。そして総合的な評価につきましてもBということでございまして、このBの部分につきましては適正に行われているというものの評価でございます。

恐れ入ります。お手元の次の事業評価報告書をごらんいただきたいと思います。5ページ目をお開きいただきたいと思います。

ただいま申し上げましたとおり、この3項目につきまして評価Bということで、総合的な評価もBということで適正に行われているという評価でございます。下に書いてございますように、総合的に見て協定書に定められた内容はほぼ満たしており、初年度としてはおおむね良好に管理業務が行われていたというような部分でございます。

それぞれの項目に対するコメントでございますが、6ページ目をお開きいただきます。まず1番目の施設の管理運営業務に関することというものでございます。その下に評価の結果というものが出ておりますが、管理運営業務はおおむね良好に行われており、特に企業や団体、大学等との連携を十分に活用した運営を行っている点、また視察や修学旅行に

対してきめ細かく対応していた点は、高く評価をされるというものでございます。

7ページ目の でございます。指摘すべき点は特にありませんということでございますが、区に対しての取り組むべき点ということで2点出されております。まず1点目は施設の問題でございます。2行目にございますように、平成16年度は排水設備や空調機などさまざまな不具合が生じましたと。突発的な設備の故障への対応により本来業務にというようなことで、区の方に対しまして43年竣工の建物でございますので、施設設備を、少し不具合が生じたのでというようなことがご指摘としてございました。

また黒い丸の2番目でございますが、環境学習情報センターの団体登録要件ということでございます。16年度の登録団体は7団体にとどまりましたということでございますが、この条例施行規則に定められている要件が少し厳しいのではないかとというようなことで、この団体登録数を改善するために要件を見直すことが必要ではなからうかというようなご指摘をいただいたものでございます。

次に8ページ目でございますが、2点目の評価というようなことで、環境学習関連事業に関することというものでございます。評価の結果でございます。全体的に見ると協定書に定めた事業数以上の事業を実施しておりまして、十分な事業展開がなされたというようなもので評価をいただいております。

9ページ目の でございますが、指摘すべき点ということで、3点挙げられております。月間ニュースレターの内容についてということでございますが、毎月発行しておりますニュースレターの内容は、環境学習情報センターと区民ギャラリーで開催する催しや講座などの紹介が中心となっているが、環境に関する情報や環境への意識の向上につながる記事を掲載するなど、いろいろ充実を図ってほしいというような部分でございます。

2点目は、学校の指導者との連携についてということでございます。指導者の人材育成を図る事業として実施した「指導者養成講座」の教員・地域編は、参加者が少ない講座でしたと。今後は区内の学校の指導者とのより密接な連携が望まれますというものでございます。

10ページ目でございます。指摘すべき点の3点目でございますが、展示物の充実度の向上についてということでございます。情報コーナーの展示物や展示室の常設展示については、連携団体の協力を得ながら工夫した展示を行っておりますが、来館者にもう一度来たいと思わせるような展示内容となるよう、一層の充実が望まれますということです。

また、区に対しましても2点、区として取り組むべき点ということでご指摘をいただいております。

5行目に今後、各事業の周知を効果的に行っていくことも重要ですが、参加者を安定的に確保するために環境学習情報センター自体の周知度を上げることが区として取り組むべき課題だということではとされております。また、2番目に、環境学習情報センターとの関連性を考慮した新宿中央公園の一体的整備ということではございます。この環境学習情報センターにつきましては、新宿中央公園の一角にございますが、環境学習情報センターを中心とした回遊トレイの設定や、その周辺の植栽や環境に則した舗装の整備などについて、区として検討してほしいというようなものでございます。

評価の3点目ではございます。11ページ目ではございますが、収支状況に関することということでございます。評価の結果ではございます。支出は予算に基づいて適性に支出されており、また会計管理については会計士への委託により適正に処理されておりましたということで、指摘すべき点ではございません。区に対しましては、一番最後の収入増加のための対応についてということではございます。賛助会員制度の創設や、広告料収入などによる収入増加のために、取り組みを実施できるよう制度的な規制緩和や弾力的な運用が望まれますというものでございます。

以下、資料という形で、この評価委員の方々の方々の名簿や施設の利用状況、施設の稼働率などを載せてございます。また、16年度の管理・運営に要した経費の内訳なども掲載させていただいているところでございます。

以上です。

会長 ありがとうございます。では、ただいまの説明にご質問、ご意見がございましたらお願いします。どうぞ。

立花副会長 まだ始まったばかりのことですので、大変だと思うんですが、10ページの最後のところに、区として取り組むべき点という2つ目の新宿中央公園との一体的整備、これはとても大事なことだと思いますが、多少とも可能性はあるんでしょうか。

とても隅っこの方で、うちの大学でも2回お借りしようと思って、いろいろ学生の活動に、あそこはどうだ、あそこはどうだと言ってはみたんですが、周囲の雰囲気はちょっと公園から外れていたり、地の利が悪かったり、いろんな意味でなかなか、広さの点もあつたんですが、うまくフィットしなかったという経過があります。

中央公園自身が、いろいろ努力はされていると思うんですが、やはり私も知りたいところですが、先ほどここの中にもホームレスのことも書いてありましたが、なかなかうまくいかないようで、これを環境学習情報センターがあることをうまく使いながら、もっと環境を前面に出した公園整備、一体的な公園整備を、もっと本気で取り組んでいい時期かなと思うんですが可能性はどうなんでしょうね。ちょっと大きなことだと思いますが。

環境保全課長 今ご指摘のございましたホームレスの問題でございます。ホームレス、まだブルーテントなどもございますが、平成16年8月には339人でしたが、その後移行支援事業でいろいろご相談に乗って、今は189人というところまで これは17年2月になってございます。また、テントの数も220から今30ということで、新たな参入につきましては公園などの見回りをする中で排除させていただいているところでございます。

また、中央公園につきましては、昨年度、ある一定程度の改造をいたしまして、ファミリー、特にお子様連れのお母さん方が気軽に來てお子様を遊ばせるというような形で改造をしたものでございます。しかしながら、今副会長さんがご指摘のように、まだ非常にお金のかかる部分でもございますが、今後の検討材料なのかなということで、そういうご趣旨に沿って検討させていただくというようなことを考えています。

会長 この10ページ目に書かれているようなことは、可能性がどのくらいあるのかという、そういうご質問もあったんですが。

立花副会長 大変ですけどね。

環境土木部長 ここは昨年から中央公園の活性化プロジェクトということをやっております、まず第一弾でホームレスの事業と合わせていろんなところの整備を、特にちびっこ広場等々を整備してきました。今年はさらに魅力的なものにしようということで、植物の名所づくりというプロジェクトを今進めておまして、園内にさまざまな四季折々の花を展開しようということです。その活動の中には環境学習情報センターで自主活動をしているグループの方々にも入っていただいてやっているところでございますし、またこういった園路の舗装等々につきましても、ホームレスの問題が徐々に対策が進んできておりますので、そういったこともあわせて今後は進めていきたいと思っております。

また、隣接したところではピオトープも設置しておまして、そこをフィールドとして環境学習情報センターの方で活動をしていただける。こういうようなことをしておりますので、せっかくのあの広いエリアでありますので、私どもの方も環境学習情報センターの

フィールドとして使えるような、そういう連携を図っていきたいというふうにも思っております。

会長 ありがとうございます。では、ほかにございましたらお願いします。

立花副会長 もう1つ聞いていいですか。

会長 どうぞ。

立花副会長 7ページのところにあります団体登録数のことなんですが、これは新宿区内の団体以外はこの数に入らないという意味ですか、これは、7団体にとどまりましたというのは。

環境推進係長 事務的な話なので私の方からご説明いたしますが、環境学習情報センター条例の施行規則というものがございまして、登録団体の要件というものがあります。それがここに書いてありますように団体の構成員の5割以上、例えば10人だったら5人以上の方が区民であるか、あるいは区内にお勤めになっている方という要件があるんですね。ところが実際に16年度から活動を始めてみましたら、新宿区内で活動をなさっている環境関係のNPOとか団体の方だけど、必ずしも区民が半分入っていない、よそからいらっしやっただけ新宿区内で活動している団体というのが結構ありました。それが今のこの規則ですと、団体登録ができない形になっているわけです。これは非常にナンセンスなので、新宿に来て新宿区の中で活動していらっしやる団体は、ぜひ団体登録していただいて、この場でネットワークの中に入れていただきたいという気持ちがございますので、これはご指摘のとおりで、見直しをさせていただきたいと思っております。

会長 ほかにないですか。

では、ございませんようでしたら私の方から一言だけつけ加えさせていただきますが、このメンバーのところに書いてありますように、私、参画させていただきました。ご承知のように指定管理者制度を使ったという環境学習情報センターの管理というので、全国的には第一号に当たるような、画期的な出来事だったというふうに思います。

それで、全体的な評価にありますように、全般的には、まだ1年なんですけど、1年間の成績というのはおおむね良好というふうな評価が、全員トータルされたものとして、ここに下されております。それは大変よかったなというふうに思います。

それから、いろいろ今、官から民へというので、民にいろんなものが移管されて、ある場合にはいいんですが、ある場合には今問題になっているようなことも含めて、みだりに

どんどん民に下されていくとどうするんだと、最後結末は。そういう問題も出てくるわけですね。その辺が国民の間で、今いろいろ勉強させられているわけですが。

それで、まだ1年足らずですが、事業評価ということを第三者委員会に頼んでやったというのはまたすごくいい計らいですね。実際にどうなっているんだと。この指定管理者の委託期間というのは2年なんですけど、その成果を参考にしながら、第2回目の指定管理者というものを選定していくという手順なんですね。そういう大きな流れの中に入って、この報告書というのは作られているわけです。

内容的には、先ほど立花副会長からもありましたような、私も、外と中との一体性というようなことで、ホームレスを含め、この辺の対策と、アウトドアの有効利用なんていうのも大事なポイントになってくると思いますが、今いろいろ成果として上がっているのが6ページ目にありますように、視察や修学旅行への対応についてというので、かなり国内外からの視察でお見えになる方が多いんですね。これはまた新宿の環境というものを世に出すので、こんな対策をやっているよというので、もうちょっと面積を広げてやられているような部分も、実際、ヒアリングするとあるんですね。この中だけじゃなくてももうちょっと幅を広げているという、物理的に広げている部分もありまして、かなり友好的に働いているんじゃないかなというふうに思います。

若干、つけ加えさせていただきました。

では、時間の関係もごさいますし……。

小林委員 ちょっとよろしいですか。簡単に2点ほど。

会長 はい、どうぞ。

小林委員 会長は委員として出られているわけですね。

会長 はい。

小林委員 それで、A、B、C、Dというその評価の基準ですが、例えばAはそうはないと思いますが、例えばBであったらBプラス、Bマイナスとか。というのは、環境学習関連事業に関することをBとくくってしまうんじゃなくて、今お話しが出たように、やはり評価すべき点というか、ややAに近いBであるということであれば、例えばBプラスのような評価をつけてあげるとか。例えば収支状況もあれですけども、何かその辺の工夫が1つどうなのかなということと、あと区に対する要望として施設内外の環境の整備ということで、環境を発信する場において幾つか不具合が出たという、非常に恥ずかしい状況が

幾つか出ているということが書かれていますので、150何万の黒字で区にお返しするのではなくて、全部使い切ってもいいから、来てくれた方に非常にいい環境を提供してあげるとい、まあお金を使えばいいというものじゃないんですが、ちょっと恥ずかしい状況がそこに出ていたのかなということなので、この辺はお金を黒字化したことが評価の方にシフトしているようなところがあるんですけども。

私は見積もりでもとって、本当に1階の給湯室とか、あと1階の入口に確かトイレもあるはずなんですが、あの辺が果たして使いよくなっているのかどうか。確か使いよくなっていなかったように思うんですよ、段差があったりして。あそこに行かれた方だったらわかるんだろうと思うんですけども。できるところを、結局余り大きなお金をかけなくても、さすがにこの辺は配慮されているねということの工夫を、やはり対外的にもPRしていく必要もあるのではないかなというふうに感じるので、以上その2点だけ。

会長 ああ、そうですか。評価の問題は、今委員ご指摘になられますように、いろいろ委員の間でも出てきました。ですから、正確に言えばBプラスとかBマイナスというふうに、グレードとして幾ら大きく分けても、Bも3つぐらい出てくるような結論というのは出てきている。ただ、この評価のA、B、Cという、それに問題というか結果を、成果を1つにまとめるわけじゃなくて、どういったことかというので、ここに書かれていますように評価できる点とか、今後検討すべき点だとか、そういった記述的に補充してこれを読んでいただくというふうに総括したものです。

それから、お金の問題でややこしい問題はあるんですが、いろいろ規定の中で、使える範囲というか、よそに回せるものと回せないものとか、いろいろあると思いますし、その辺は柔軟性を帯びさせて、今後は対応できるように事務局の方で、そんなお願いもあったと思うんですけどもね。

環境推進係長 指定管理者に事業の管理運営をお願いするに当たって、基本的な施設そのものの改修は区の責任で行う、実際に運用管理をしている中で、ちょっとここが壊れた、あそこが壊れたといったような小規模な修繕は指定管理者にやっていただくというような仕分けをさせていただきます。

今回、この報告書の中でご指摘いただきました、例えば空調設備の問題ですとか、給湯室の問題ですとか、こういった点は区の方で責任を持って対応しなければいけない点であるということをございまして、私どももそういった認識を持っておりますので、来年度に

向けてそういった事業計画を立てていきたいというふうに、考えています。

会長 さっき委員がいろいろご指摘された不備な点というのは、私どもというか、もちろん区の方も心得ていらっしゃるって、ほかの支出で対応していこうというようなことも考えています。

それから、あと11ページの下の方にありますように、もうちょっと独創的に指定管理者の方々も活動できるようにというので、会員制度のいろいろ今後というので、新しい提言等もここに書いてございます。

では、次に進めさせていただきます。

路上喫煙禁止に伴う条例の一部改正についての報告について

会長 3番目の路上喫煙禁止に伴う条例の一部改正についての報告について、事務局、お願いいたします。

環境保全課長 では、新宿区の路上喫煙禁止につきましての施策の効果ということで、お話をさせていただきます。その前に、当審議会におきまして、この間タバコフォーラムのご報告などをし、またご意見などもいただいております。そういう中で、8月1日に「新宿区空き缶等の散乱及び路上喫煙による被害の防止に関する条例」ということで、これまでの条例を表題も変えながら内容も一新いたしまして、新宿区内での路上喫煙を全面的に禁止するというような条文を設けた条例を施行したものでございます。

お手元にパンフレットをお配りさせていただいております。これなども来街者、区民の方にお配りをして、この趣旨などもおわかりいただくように、幾つかQ & Aなども載せながらご理解をいただいているところでございます。

このパンフレットの一番後ろに、条例の主な内容ということで1から6番までございます。

1番は路上喫煙を禁止します。

2番につきましては、公園、広場などでは、自らの喫煙により他人に受動喫煙をさせないよう努めることが求められます。

3番目に、公園、広場等の管理者は、受動喫煙防止のため適切な措置を講ずるように努めることが求められます。

4番目に、事業者は従業員に対し路上喫煙防止のための研修やそのほかの適切な方法に

より意識啓発に努めることが求められます。

5番目に、事業者は施設の利用者が路上喫煙をすることがないように、周知のために必要な措置を講じることが求められます。

最後に、たばこの製造・販売者は、区の求めに応じ路上喫煙対策に取り組むとともに、自主的な喫煙マナー向上のための意識啓発の実施に努めることが求められますということで、この条例につきましては、よくご指摘をいただきます罰則はないのか、またこれを破ったことによるいろんなペナルティーはとか、あるいはまだまだ知らなくて路上で吸っているよというような方もいろいろ区長へのはがきなどでもございます。この条例につきましては、マナーを守っていただくということで、特別に罰則は設けませんでした。後ほど申し上げますが、半減はしております。ただし、まだまだ区長へのはがきなどで吸っているよというようなご注意もいただいておりますので、息の長い啓発活動になるかもしれません。新宿区民の方、または新宿区を訪れる方に新宿では路上ではたばこは吸えないんだということを、広く意識啓発をする中でご理解をちょうだいしたいということでございます。

お手元に路上喫煙の施策の効果ということで2枚のA4の資料がございます。

まず、条例は8月1日に施行されましたが、この施行前に7月5日から積極的なPR活動を行ってまいりました。区内28駅でのキャンペーンですとか、区内の映画館、30館でございしますが、30秒のスポット上映、アルタビジョン、HITビジョン、コマビジョンでの上映、商店街といたしまして新宿大通商店街振興組合、新宿東口商店街振興組合におきます街路灯のバナーの広告、区内のJR、私鉄6社でのポスター掲示、西武新宿から高田馬場間の西武線擁壁へのペイント広告、区の保有する車及び清掃車への車体表示、区内事業者へのポスター、パンフレット、ステッカー、研修用ビデオの配布、町会掲示板、商店街へのポスター、ステッカーの配布等々、実施をしてきたものでございます。

効果につきましては、区内主要駅周辺の57カ所で通勤時間帯を中心にいたしまして、歩行喫煙率の調査を行いました。実施時期は条例制定前の6月6日、そして条例が施行されほぼ1カ月が経った8月29日の2日間を実施いたしました。結果は、2、3カ所の例外はあるものの、ほとんどすべての地点で喫煙率は下がっているという結果が出ました。57カ所の単純平均では4.16%というのが6月6日でございますけれども、それが8月の時点では2.12%と、ほぼ半減したものであるということでございます。また、乗降客が多い新宿駅周辺

を見ますと、6月6日は5%から10%でございましたけれども、8月の時点では0.49から6.58ということで、こちらにつきましても減っているというものでございます。新宿駅以外の各地も、軒並み低下傾向を示しておりますので、第一段階的には効果を上げることができたのかなということでございます。

しかしながら、まだまだ路上喫煙をしている方もおられますし、また区長へのはがきなどもございますので、今後企業に対する従業員への啓発活動の強化ですとか、あるいは路面表示、今区内で500カ所程度路面表示をしており、その設置の充実など、一層の周知を図りながら効果を上げていきたいと考えてございます。

なお、今年度もう1回、2月頃を目途にこの喫煙率の調査を行う予定でございます。

2ページ目、3ページ目、4ページ目につきましては、それぞれ57箇所の喫煙率などを標記させていただきました。

以上でございます。

会長 わかりました。では、ご質問、ご意見がございましたら。

田中委員。

田中委員 実は私、昨日も今日も明日もやるんですが、シルバーの方で放置自転車の整理をしながらごみ拾いをやっているんです。今やっている場所は西新宿の大江戸線の地下鉄の駅前、4丁目と3丁目と、両脇をやっていますが、余り減ったようには思えませんね。

結構まだ歩行喫煙があります。そして連休の翌日は、とにかく多いですね。レジ袋で普通ごみも混ぜて大きいレジ袋に3個ぐらいありますね。約1時間の間に。その中で、たばこの吸殻というのは本当に多いです。しかも特に近頃目につくのは口紅のついたたばこが多いんですよ。女の人が案外多いですね。

そして、この前も区からもらった小さいステッカーを植栽の、支柱に貼って歩いたんですよ。たばこを吸ってくる人に会うと、言葉をかけないで指差すと、つい見ますよね。そうするとうなずいているんですよ。それもある程度効果があるのかなと思って。下手に言葉をかけて、また言い返されたりなどするとまずいものだから、歩きたばこの人に貼ったステッカーを指差すと、ふっと見て、あっと。中にはその場で消す人もいます。

ステッカーを貼ることは効果が確かにあると思うんですよ。ほかのところでは余りステッカーを貼っていないですよ。道路にとところどころ今おっしゃったように何箇所か路面表示がありますが、あれは急いでいる人は見ないですよ。地下鉄の駅を出たところにも

あるんですが、下を見て通る人はいないですよ。入る人は急いで入っちゃうし、上がって来る人もいそいで上がっちゃうんで。あれよりも植栽に貼った方がかえって効果があるのかなと思っています。ところが、1カ所だけ20枚ぐらいはがされました。はがしたということは、それを見ているわけですよ。どういう感覚でそれをはがしたのか知らないけれども、その人は、ここは禁止だなということはわかっているのはがしたんだと思うんですよ。いずれにせよまたそこは貼り直しました。

だから、植栽の支柱に貼るというのは、案外効果があるんじゃないかと思うんですがいかがでしょう。

環境保全課長 ありがとうございます。区民の方がそのような形でご尽力いただいております。本当にありがたいと思っております。

今、区長へのはがき、意見、投書などが、7月から200件を超えてございます。そのうちの半数以上、140、50件は路上喫煙の禁止の徹底をしてほしいということでございます。私どもも、先ほど申し上げたようにいろいろポスターとか何かを貼って啓発はしているんですが、ご指摘のようにまだまだ足りないのかなということで、今ポスターの方は千数部刷っておりますし、また今委員ご指摘のように、街路灯とかあるいは商店街の方でお許しがいただければ商店街灯とか、あるいは場合によっては信号のところにありますガードパイプの横だとか、いろんなところに貼ることがどうなのかということも内部で今、検討しております。一方では、美観上の問題なども、いろんな問題も含んでいるかもしれませんが、先ほど申し上げましたように、まだまだ徹底をした方がいいよという多くの区民の方のご意見もございますので、啓発活動につきましては今後とも引き続き息の長い仕事かもしれませんが、取り組んでいきたいと思っています。

田中委員 目につくことが大事なんですよ。

会長 じゃ、ほかに。斉藤委員。

斉藤委員 うち、たまたまコンビニエンスストアでたばこを売る方、それからドトールコーヒーでたばこの分煙の方、それから貸しビルという形でその受け入れる方と、3つやっているとはよくわかるんですが。売る方はともかく、今確かに売れている数も減ってきてはいるんですが、前に比べますと、新宿区さん及びほかの自治体も路上喫煙禁止を随分やるようになりまして、随分徹底されてきたように思います。ドトールコーヒーに関しては、今までは分煙という形でパーティションのようなもので何とか分煙をやったんですが、

今はたばこを吸う人を閉じ込めてくれとはっきり言っているんですね。これは多分来年、再来年ぐらいからは閉じ込める方向に変わっていくだろうと思うんですね。

貸しビルの方でも、今外に灰皿を置いておくということは、むしろ路上喫煙を助長するという形になるので、外でも吸わない、中でも吸わないというように、ビルの入口のところの風よけ室のところに灰皿を置いています。そうすると風よけ室という、いわゆる入口とエレベーターホールの中のそこで大勢の人がいっぱいいて、やっとここで吸えるというので吸うようになりました。よその方やコンビニで買った方がそこで吸ってから通勤に向かうと。どうも見たことがない人が吸っているなという人がいっぱい増えてきて、防犯上よくないのではないかというぐらい多いです。比較的囲われたところで吸うというくせが、皆さん、ものすごく身につけてきたんじゃないかなと私は思っているので、そういうものを沢山作っていくということで、これから随分違ってくると。つまり、閉じこもったところで吸うという感覚に、どうも皆さん変わってきていると、これが今年の傾向のように私は思っているんですが。

会長 わかりました。またほかにご意見。どうぞ。

奥津委員 私は、たばこを吸いながら歩いている人は減っているなど、昨日も思いました。バスに乗って、伊勢丹の前の信号待ちでしばらく待っているときに外を見ていましたら、伊勢丹の前に、このチラシを持って立っている方というのが、区の職員の方なのかシルバーの方なのか分かりませんが、ただ持って立っている方が3人いるだけで、やはりその前を吸いながら歩いている人は、その間誰もいなかったもので、寒いところを立っているのは大変ですが、それなりの効果は出てきているんじゃないかなと思って見ておりました。

会長 どうぞ。

環境保全課長 今、パトロールですとかキャンペーンという形で、私ども委託をさせていただいて、業者さんにそのような行動をとっていただいております。ただ、限りがございますので、今まだこれは検討中でございますが、町の中でも、先ほど田中委員さんもおっしゃっていましたが、町の中で自分達がやりますよというようなお声もあります。ただ、声をかけると逆に、どんな権限があつてそんなことを言うんだというような、そういう反発もなきにしもあらずです。もし町の方々がそういう形で路上喫煙を少し注意していただく、あるいはPRの一端を担っていただくということで、そういう協力員制度などもつくって、町の方と一緒に、行政と一緒に路上喫煙防止のためのキャンペーンをやって

いきたいなと思っております。

会長 どうぞ、村山委員。

村山委員 今、広告のことで、いろいろありますが、我々トラック協会でも新宿区で5,000台ぐらい動いています。もし、ステッカーがあるんでしたら、我々の車に貼らせて下さい。1回、協同組合か何かで「ポイ捨て禁止」を作って新宿区の方にこういうのはどうですかということで小野田区長のときに貼ったんです。まだ貼っている車はありますが、もう大分ぼろになっています。もし、そういうものが新宿区の方であるんでしたら、事務局経由で、各社に目立つところに貼らせます。この辺は配送していますから、動く広告じゃないですが、もしよろしかったらご協力させていただきたいと思います。

環境保全課長 ありがとうございます。実は、区の公用車と清掃車の横に貼ってございます。清掃車は新宿区内を走るだけじゃなくて、清掃工場に行ったりしますが、新宿のPRになるかなということでご協力いただいています。トラック協会さんの方も、例えば新宿区内だけで営業されているわけでもなく、ご協力いただけるのでしょうか。

村山委員 それはもう構わないですよ。

環境保全課長 よろしいですか。

村山委員 軽油が高くなったとか、交差点ではエンジンを止めましょうとかと、いろいろ貼ってあるんですが、我々が皆さんに協力できるというのは、そういう公の道路を使って商売しており、かなりこの辺動いておりますので、ぜひご協力できたらと思います。

環境保全課長 よろしく願います。

会長 よろしく願います。ほかに。

立花副会長 ちょっと一言だけ。もう余分なことだと思いますが。

私はたばこアレルギー喘息なので、年中いろんなことを自然に注意をしているんですが、新宿のこういう会議に来るたびに幾つかの信号待ちをしますね。そういうところで、くわえたばこなど、煙にしている人に会わないことが今までなかったんですが、今日は1回も会っていないんです。これは随分変わったかなという気がちょっとしましたね。

それと、本当にどこも吸える場所がなくなったんだろうと思うんですが、もう1つ、タクシーに乗りますと、今私はタクシーに10分乗ると咳が出てきちゃうんですね。運転手さんに聞くと、もう待ってましたとばかりにたばこを吸う人がこのところものすごく増えたと言われて、タクシーに乗ったら必ず寒いけどごめんなさいで窓を開けることにしてい

ます。吸える場所がなくなると、吸えるところを探しているんだなということがわかりますね。まあ一種の中毒でしょうから、吸えないで気の毒なんだろうとは思いますが、ちょっとそんな症状が、このところ目立ちました。蛇足ですけども。

会長 小川委員。

小川委員 当社も従来からの、いわゆるポイ捨てが困ってしまっていて、道路の清掃で。通行人が通る道路に缶を置いて、吸殻入れ用に設置していたんですね。今回、新宿区でこういう条例ができましたので、それを撤去したんです。矛盾するということで。初めポイ捨てが増えるかなと心配したんですが、そうでもないですね。ただ、私の感覚では、減っているのかどうかはわかりませんが、まだくわえればこの人が夜は見えますよね、光って。私はたばこを吸わないんですが、吸殻を捨てるということについては、たばこを吸う人も結構罪悪感を持っていると思うんですが。たばこを吸って歩くということについては、そうでもないんじゃないかなと思うんですよ。ですから、たばこを路上で吸ってはいけないんだ、それは悪いことなんだということをうまく認識させていかないと、うまくいかないかなという気がしています。以上です。

会長 はい。

斉藤委員 今ですね、ドトールコーヒーなんかはチェーンの本部にたばこ課というのがありまして、それで分煙をするとこれだけ売り上げが増えますよ、だから分煙を推進しましょう、改装しましょうと、こういうふうにも今、進んでいるんです、ただ、先ほど私が申し上げたように、今までは禁煙席をつくったんですね。ところが禁煙席というのは大体レジの前あたりで、わりと混んでいるところで落ち着かないところにあるので、それを今、今度は禁煙席の方と喫煙席の割合を変えると。つまり喫煙席の方を減らすという形に、ことしの後半ぐらいから変わってきている。こんな感じですね。

だから、こんな形で今改装は進んでおります。そのくらいしないと商売にならないと、こういうことです。

会長 ほかにございますか。どうぞ。

野口委員 この間、秋のゴミゼロデーをやって、ごみを拾ったんですが、早稲田通りです。やはり、信号待ちをするところでは、吸殻が多いですが、企業さんの前とか、銀行さんの前ですよね、そういうところだと企業のお勤めなさっている方たちがちゃんときれいに掃いて、きれいになっていました。中には罰則をつけた方がいいんだよなんていう方もい

らっしゃいますが、今すごく減っていると思いますので、よかったなと思っています。以上です。

環境保全課長 今日、新聞を読んでいましたら、皆さん方もごらんになったかもしれませんが、静岡市でしたかね、中学生が議会に陳情を出して、それが採択されたという。自分に喘息があって、歩行喫煙などをやめてほしいというようなことが議会で初めて採択されて、中学生の採択が初めてだというようなことが出ておりました。

新宿は、そういう意味では路上喫煙禁止というのが結構早い方ですが、そういう形で、よそのところにどんどん浸透していけば、全国的な流れになれば、路上喫煙による被害などもなくなってくるのかなという思いがあります。

小川委員 今、医療費が非常に問題になっておりまして、やはりたばこ病気との関係はかなり関連性が強いと思うんですよね。ですから、そういう意味でも、かなりこのキャンペーンは強力で押し進めるべきだというふうに私は思っています。以上です。

会長 せっかく、いろいろ区民ぐるみで研究をなされて、それで実施されているわけで、ずっと持続していかないと意味がなくなってしまうから、区の方も辛抱強く、長く、今日いただいたようなご意見等も含めながら検討されていくことが大事だというふうに思います。実施していくことが。

じゃ、よろしゅうございますか。この問題もずっと奥深い問題があるし、また今後とも、いろいろな経過をお聞きしながら考えていこうということにしましょう。

新宿区地域省エネルギービジョン（新宿区省エネルギー環境指針）について

会長 では、最後に4つ目といたしまして、新宿区地域省エネルギービジョンの策定についてということで、事務局からどうぞご説明をお願いします。

環境保全課長 では、新宿区地域省エネルギービジョンの策定についてということで、資料を何枚かお出ししております。ごらんいただきたいと思います。

ご存知のとおり、ことしの2月16日に京都議定書が発効いたしました。国におきましても京都議定書の目標達成計画というようなことも閣議決定されたわけですが、新宿区といたしましても一層の地球温暖化対策が求められているということで、新宿区独自の省エネルギー関連施策を体系化・具体化すること、及びさまざまな主体の省エネルギーの取り組みを進展させることを目的といたしまして、このたびこういうものを発足させた

ものでございます。

新宿区の省エネルギー環境指針におきましては、策定した基本方針や施策について平成19年度に予定してございます新宿区環境基本計画の後期で、また次期基本構想・基本計画に反映をさせていただければなと思っております。

新宿区の環境基本計画は平成15年から10年間の計画でございますが、その後期の部分についても反映をさせていただきたい。また、次期基本計画もこれから策定するわけでございますが、それなどにも施策として反映できればなということでございます。

下にございますように、環境基本計画等との位置づけでございますが、新宿区の環境基本計画の基本目標の4番目に「環境負荷を減らし、地球温暖化を防ぐ」ということが項目として載ってございます。その中で今年度につきまして、この指針を策定し、そして今後の環境基本計画の後期あるいは次期基本構想・基本計画にも載せていきたい、このように考えているところでございます。

裏のページで策定のスケジュールでございます。

既に第1回目の検討委員会ということで11月1日に発足いたしました。その前に、先ほど申し上げたように、いろんな区の施策に反映させていきたいという思いもございまして、庁内での連絡会ということで関係する課長に集まっていたいただいた会議なども開いてございます。

今後の予定といたしましては、12月中に2回目の検討委員会をし、この間、いろんな区民の方や事業者の方のアンケート、あるいはエネルギー消費実態の把握などをしながら、この第2回検討委員会で検討し、そして1月下旬を予定の3回目の検討委員会で、案としての省エネルギー環境指針を吟味していきたいということです。

ビジョンの策定体制等でございますが、今申し上げたように事務局は私どもですが、策定委員会のメンバーは区民の方、あるいは学識経験者の方でございます。そして、オブザーバーというような形で、関東経済産業局、またNEDOという独立行政法人の技術開発機構にも助言をいただく。また、庁内での連絡会の中で庁内での意思統一をするというような形で、具体的には委託調査機関などを通じてこの冊子なども来年の2月位に作成していきたいなと思っております。

5番目は委員でございますが、学識経験者の皆さん方、そしてそれぞれの団体に活躍されている方でございます。上段の方は事業者でございます。また、NPOの区民団体の方

ですとか、新宿区の町会連合会ですとか、エネルギーの供給事業者というような形で、当然東ガスさんにもお入りいただいております。また、学校の代表で区立の小・中学校の校長先生もお入りいただいているということでございます。

以上でございます。

会長 では、ご質問、ご意見ございましたらお願いします。

中野委員、どうぞ。

中野委員 いろいろご苦労いただいている内容、大変よくわかりました。都のこれに関する点、それから環境庁のやること、というのはシリーズになっているんでしょうか。それとも、必ずやっているんでしょうか。どちらでしょう。

環境推進係長 事務的にご説明をさせていただきます。先ほどN E D Oの話が出ましたが、この事業は、大もとは経済産業省がN E D Oを通じて補助金を出しておりまして、それを100%使わせていただいている事業です。要するに国が先ほどお話いたしました京都議定書目標達成計画に沿って、国の目標年度は2010年ということになってはいますが、それに沿ってやっていこう、その達成計画の中でも自治体の役割はこうです。都道府県が大規模な事業者をしっかりとつかんでいる。そして区市町村については、先ほど中野委員からもご指摘がございましたように、区民であるとか区内の中小の事業者であるとか、非常に細かい部分に対して積極的な働きかけをしようという背景がございまして、その中の1つとして新宿区が行っていくという形をとっております。

中野委員 ああ、そうですか。もう1点。新宿区は非常によくおやりだと僕は思うんですね。新宿区が東京都の中のリーダーみたいになって、ほかの区はそれについてくるような状態なのか、あるいは他の区との連携はどうなっているのか、その辺はどんな状態でしょう。

環境推進係長 この省エネビジョンだけの話ではないんですが、多分、京都議定書達成計画に沿った形で、実際のそれぞれの役割を負っていくわけですが、例えばこの省エネビジョンも東京都のレベルではなくて区市町村につくらせている理由というのは、やはり地域特性の反映ということがあってです。

私ども、このビジョンの第1回目に新宿区の地域特性の調査分析をやりまして、実際にいろいろと見てきたわけですが、やはり非常に中小の事業所が多いんですね。大規模なものももちろんたくさんあります。思いのほか、中小事業所がたくさんある。それから従業員

5名以下の規模の商店ですとか、飲食店ですとか、そういったものも非常にたくさんある。

それから世帯数の人数を見ましても、若い単身世帯の方ですとか、高齢のお1人とかお2人住まいの方とかの小規模な世帯が多いとか、そういった形で相当な地域特性が出てまいります。

先ほどトラック協会のお話もございましたが、運輸系については、地方の自治体ですと自動車の保有台数を調べると大体割り出せるんですが、新宿の場合には通過交通が圧倒的に多うございますので、新宿区内の車の台数を調べても全くわからないというような地域特性の違いもございます。

というわけで、私どもがこの省エネビジョンそのものの検討については、やはり新宿の地域特性が出てくるだろうと。ただ問題はそこから先で、先ほど中野委員からもご指摘がありましたように、どうやってそれを日常の生活のレベルに、皆さんにご理解をいただいて実際に実行していただくのかということのさまざまな広報については、新宿区だけということではなくて、やはりそれぞれの自治体、あるいは国や都道府県レベルでは、さまざまな知恵を絞って、さまざまな手法が既に出てきておりますし、これからもいろんな工夫がなされていくと思いますので、連携をとり、情報交換をしながらやっていきたいというふうに考えています。

中野委員 環境の問題と大きくとらえればこんなに大きいんですがね。その中で先ほど申し上げたように、エネルギーとそれからガスの問題。これはやはり地域特性に応じる地域の問題、現場の問題をやることはさることながら、もう1つの側面として、例えば東京都の他の区と連携するとか、あるいは東京都全体、あるいは日本全体と、こんなふうな何かリンケージがないと、せっかく一生懸命やっているのに新宿だけでこの環境問題というのは終わらないと思うんですね。そういうところのリンケージが1つ必要だと。

環境推進係長 ちなみに1つ具体的な例で申し上げますと、今新宿区も入りましたクールーフ協議会というものを立ち上げていまして、これは千代田、中央、港、新宿、台東、品川、目黒の7つの区と東京都、関連する事業者さんに入ってもらって、屋上の緑化ですとか、あるいは屋根に反射性の塗装を塗って、太陽熱をできるだけビルの中に入れないようにして、ビルの冷房をできるだけ軽くして負担を減らしていこうというようなことの事業をやっているんですが、それなども新宿区1区だけやってもしょうがないので、できるだけ面的に類似したような都心の区が一緒になって事業を行っていくというようなことも

やっております。

会長 はい、どうぞ。勝田委員。

勝田委員 省エネルギーというのは新しいエネルギーをつくるということだと感じますので、大いにおやりいただきたいと思うんですが、もう一方、中野委員さんの方から先ほどもご発言がありましたが、ガスの問題も非常に重大問題でして、いわゆるビルのリニューアルですとかあるいは取り壊して建て直すといったような状況のときに、業務用の冷凍空調機が廃棄されるわけですね。その際に、今地球温暖化ガスとして非常に問題になっているフロンをどのように処理しているかということが大問題でして、今審議会を環境省、経産とやっているんですが、業務用については30%ぐらいしか廃棄まで進んでいないというふうに言われております。それをいかにきちんとした回収まで持っていくかという、これはやはり同じように京都議定書で規定されていますが、60%まで持っていけないと大きな問題になるということになっています。

それで、もう1つは車のリサイクル。これから進んでいくんだと思いますが、これも25、26%でまだちゃんとしたところまでいっていないというような状況がございまして、一番いいのは家電リサイクルが動いているところでございます。

そのあたりを見越して、今法律を少し変えようという動きをしまして、その審議会等に参加させていただいているんですが、こちらも省エネルギーと同時に大変大きな問題だと思っております。どこで扱われるかは知りませんが、多分東京都の方が、この間ヒアリングにお見えになったんで、都の方で大きなところはやっておられるように思うんですが、ぜひご配慮いただければと思います。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

小川委員 ただいまの意見と重複するんですが、目標をつくられるということですが、省エネという形でやっているわけですが、今お話にあったように、もともとは地球温暖化を防ぐという4目標の第4からきているわけですから、省エネだけではなくて、やはり温暖化ということでCO₂に換算するなり何なりして、今お話にあったフロンとかもきちっとつかまれた方がいいかなと思います。

それから目標をつくるときに、目標をつくってただやるだけではなくて、活動計画を立てて実施して、結果を把握して目標の達成率がどうだったかを見ていく必要が出てくると思うんです。そういうときに目標をどういうふうにつくっていくのか、2のところでは家

庭、業務、産業、運輸となっていますが、それぞれにつくって、それをまた新宿区トータルでつくるのかどうか。というのは先ほど出ていましたように通過するトラックなんかは把握しようがないですし、そういうものをどうするかとかですね、家庭のものも東電さんから電気料を聞けばわかるのかな。でもあとガスもありますよね。そういったものをどういうふうに把握するかとか、その辺をどういうふうに、目標の立て方とチェックの仕方。それから省エネなのか温暖化防止なのか、その辺のところをちょっとご説明いただければ。

環境推進係長 ちょっと細かい話になってしまいますが、省エネビジョンの策定と平行して、やはり国の方から新エネルギービジョンの策定という補助事業も立ち上がっております。新宿区はこういった土地柄なものですから、なかなか大規模な太陽光発電ができる面積も確保しにくい、それから海辺でもないので風力もなかなか難しいかなと、バイオマスもちょっと難しいなというようなこともありまして、新エネについてももちろん取り組んではいきたいと思っておりますが、なかなか目についたような形で大きな成果を上げるところまで持っていくのはちょっと難しいかなという点もございまして、今回は省エネビジョンの方の策定を行うことにいたしました。

今小川委員からもご指摘がございましたように、やはり目標をきちんと立てて、それがきちんとどこまで達成されたかという効果測定などは非常に大事なことだと思っておりますが、国と都道府県と区市町村の役割分担のところ、例えば大規模事業所については都道府県のレベルで排出量の届出をさせていただいて、きちんとそれをチェックしていくというような機能が既に働いているわけです。

私ども区市町村のレベルですと、先ほども申し上げたように、家庭ですとか小規模な事業所を捕まえる。いわゆる民生部門の、それも小規模なところというのが一番のターゲットになっていると。そうしますと、これは京都議定書目標達成計画の中で国自身も言っていることなんです、そういったところの効果測定というのは、なかなか実際に数値化して行うことは難しい。昨日こうだったから、こうすれば今日こうなるというような簡単なことではない。ただ、そこを怠ってしまいますと、先ほどの中野委員のご指摘にもあったように、やはりきちんと底辺をやっていかないと最終的な目標は達成できないよということもございまして、できるだけ数値化をしていきたいというふうに思っております。

現在のエネルギー使用量、あるいはそれをCO₂換算したような数値につきましても、さまざま手法がございまして、ある程度一定の手法の中でつかんでいける、大もとについ

では国の方も、あるいは東京都の方もそういった形の計算式を持っておりますけれども、ただ、先ほども申し上げたように新宿区の地域特性ですね。例えば一世帯当たりの平均的なエネルギー使用量がこの程度ですよといったときに、それは多分、郊外の一戸建てで4人家族の場合みたいな話をもって出来上がっていますから、新宿の先ほど申し上げたように、高齢者の1人暮らしの世帯の場合には、それがどういうふうに変化しているのかといったようなことがありますので、そういった地域の実態に則した形で、どういうふうなそれを換算していくのかというようなことを、今検討会の中で技術的な検討も含めてやらせていただいています。

会長 ほかに。どうぞ、村山委員。

村山委員 今、トラックのお話が大分出ましたけれども、トラック業者とすれば、今本当に非常に環境問題で東京都から、全国からもやられて やられていると言っはいけないんですけれども、痛めつけられているわけですけれども、新宿区の業者でもかなりの業者が廃業というような形で。昨年、一昨年あたりは新宿区からのNOxのDPFだとかいろんなものの補助金をいただいて、やってきたんですが、今度はNOxの関係で、今年の10月からは、それをつけても走れないという状況になってきているわけですが、新宿区さんに我々の仲間の業者も入ってきておりますが全部天然ガス車というような形です。たまたま都庁に入るときにディーゼル車がそこに置いてあったので、私もいろいろヒアリングの時に、その委員の人に足元からちゃんと都庁に入る車は天然ガス車とか環境にやさしい車じゃなきゃ入っちゃだめだというぐらいのことを言ってくれということをやったら、すぐ通達がありまして、全部そういう車じゃなければ一切入札に参加できない形に、以後きています。

新宿区の場合は、我々の業者というのは小さい車しか持っていませんが、通過する車は大きい車がほとんど地方から来ているわけです。それがかなり規制されていない。7都県市以下の県では、規制緩和されていないというようなところが、まだあるわけです。でも、東京都の中に入ってきちゃいけないという条例がありまして、市場だとかで調べてみますと、入っちゃいけないということで、大分少なくなってきていますね。ですから、地方から東京に入ってくる車も半減されているし、都内の車というのは、ほとんど80%以上はきれいな車に代替えをしていると言われてもいいと思います。

ですから、これを全国に広げられるようにしていったらどうですか。石原知事が規制し

たら、規制されていないところに都バスが売られて行っちゃって、何だこれって、東京だけきれいになっていればいいのかということで、それもかなり問題にしまして、それもノーということになりました。ですから、自分のところが足元がよければいいというんじゃなくて、全国的に考えないといけないんじゃないんですか。

我々も一生懸命努力していますから、トラックも、ひとつかわいがってやっていただければと。

会長 ありがとうございます。どうぞ。

小林委員 指針策定の目的、それから位置づけ、大体わかったんですが、1つ2つ教えていただきたいのは、この策定委員会の委員の方の中で、「新宿6%チーム」というのがよくわからないので、位置づけを教えていただきたい。というのは、策定委員会が非常に重要なポジションというか位置を占めるということと、あと委託調査機関である株式会社建設技術研究所と、ここが資料を収集したり分析したりということで、立案の重立ったところをお諮りするという形で、このビジョンが進んでいくんだろうと思うんで、やはり実りある大きなものにしていきたい、重みのあるものにしていってもらいたいというその願いを込めて、その辺、どういう方なのかなというのと、あと、策定委員会の今後の肉づけというか、この方たちだけでいくのかどうか、あるいはやはりこれでは足りないよということで、追加の学識経験者の方とか、何か補充のような形のお考えがあるのかどうかというか、その辺を含めて。

環境推進係長 それでは、私の方からご紹介をさせていただきます。学識経験者の岡本洋三さん、東京農工大の客員教授ですが、実はこの方、経歴は東京ガスでエネルギー関係のさまざまな研究をなさっていた方です。次のヒルトン東京と小田急百貨店、損保ジャパン、早稲田大学につきましては、新宿区内の大きな企業、エネルギーを大量に使っている事業所で、しかもホテル系と百貨店系とそれから自社ビルのオフィス系と、それから大学。新宿区の地域特性を考えて選んだ4社でございます。

それから大成建設につきましては、非常に大きな会社ですが、実は商工会議所に参加していただきたかったんですが、事務局側がちょっと困難だということで、商工会議所からご推薦をいただきました。

それからNPOの新宿活動ネットと、新宿環境リサイクル活動の会と、新宿6%チームと町会連合会の常任理事の落一の連合会長、この4名については、新宿区内で実際に活動

をしている区民団体の代表の方ということです。「新宿6%チーム」というのは、環境省で「チームマイナス6%」という地球温暖化、京都議定書達成に向けて90年より6%減らしますよというのを命名しているんですが、その活動を新宿区内で展開しているグループの1つでございます。

それから次の東京電力と東京ガスについては、エネルギー供給事業所としてご参加をいただいております、あとは小学校と中学校のそれぞれ校長。省エネルギーセンター、それから東京都と新宿区。なお、経済産業局とNEDOはオブザーバーという形で加わっております。

今後の展開でございますが、この省エネビジョンというのは、先ほども申し上げたように、新宿区というエリアの中で民間も含めてどういったようなエネルギーの消費がされているか、それが最終的にはCO₂換算の単価にどのような形でもって寄与しているのかというようなことを測らせていただいて、まずその実態をつかみたい。実態をつかんだ上で、どういった省エネ施策を展開することによって、それをどの程度削減することが可能かという試算をしまして、一定の年数までにCO₂換算でこのぐらいの削減を新宿区内のエリアとしてやりたいんだという目標を定めるというところがこのビジョン策定の主な目的でございます。

ここから先が非常に大事なところで、この1ページ目の絵の方に戻っていただきたいんですが、このビジョン策定を受けまして、新宿区環境基本計画の基本目標4のところですね。「環境負荷を減らし、地球温暖化を防ぐ」という基本目標にプラスアルファする施策、これを再度再構築して次につなげていきたいということを考えております。

新宿区環境基本計画は、この審議会で専門部会をつくっていただき、立花先生にも非常にご尽力いただきました。専門部会をつくっていただき、また外部の住民の方なども入れたワーキンググループをつくっていただき、非常にご苦労されておつくりいただきました。15年度の16年1月につくりまして、前期の5年が19年度で終わります。20年度から後期5年に入っていきますので、ちょうど節目ということがありますが、ここで後期に向けての新たな具体的な事業展開に向けて再度検討したいと考えております。18年度からそれに着手して、19年度の夏までにまとめて、20年度から新たな後期計画という形で進めていきたいと思っております。この省エネビジョンで大枠が示された段階で、その次の展開について、またこの審議会でご検討いただきながら、具体的な展開として進めていきたいと考え

ています。

会長 よろしいですか。それでは田中委員。

田中委員 これは、この審議会ではないというふうに思われるかとも思いながら、ほかの部会でということであればちょっとお許しいただきたいんですが、先ほど申しました大江戸線の駅前、ごみを拾いながら放置自転車を整理しながら見ていますと、午前中まではいいんですが、午後4時過ぎぐらいになりますと、グリーントワーのところが、ちょうど住友ビルを越えたあたりの交差点で中央公園の入口から清水橋あたりまで、あそこは道路が片側2車線なんです。まず1車線なんです。写真を撮ってきたんですが、まず中央車があるものだから1車線しか使っていないんですよ。そうすると、グリーントワーの方から見ますと、ずっと清水橋までは見えないんですが、車がまず動かないです。ずらっとつながっています。2車線の車線を1車線しか完全に使っていないということは、何か解決の方法がなかろうかと思って、考えたんですが、植栽の部分にとりどころ駐車スペースをとっておけば、そこに入るわけですよ。そうすると2車線完全に使えるわけなんです。だから、何かいい方法がないかと思うんですけども、難しい問題でしょうね。植栽の部分にとりどころでいいから駐車スペースをとってあげれば、そこに入ってしまうとまともに2車線通るわけなんです。そういったことも考えられないかなと思って。

会長 夢というか、アイデアの問題ですね。

環境土木部長 今、田中委員がおっしゃったとおりで、都内の道路は、特に23区の平均走行速度というのは、今18キロで、13大都市平均が今大体25キロで、全国平均が大体35キロなんです。18キロのスピードが大体30キロぐらいまでいくと、例えばCO₂や何かの排出量というのは4分の1削減できるというふうに言われています。ですので、渋滞解消を図るといっては、1つ運輸系の排出ガス 運輸系が結構90年に比べて今40%増ぐらいになっていて増分が非常に大きいので、そこをどう抑えるかというのが問題になっていて、渋滞対策を何とかしようと。

道路がもっとたくさんできてネットワークができれば、それが一番いいわけですが、それには時間がかかりますので、短期間でやるために、「スムーズ21」という施策を、今都内で展開しております。新宿区内では明治通り、靖国通りで。区役所の前でもレッドゾーン

交差点の手前に赤いペンキでこうやってあるのがそうなんですけれども、まず交差点周辺で駐車をさせない。それから、田中委員が言われたような駐車ベイをつくって、そこに駐

車をすると。荷捌きスペースもつくと。こういう展開を今徐々に警視庁の協力を得ながらやっています。例えば靖国通りがそれをやったことによって走行速度が2割上がりました。既存の道路空間をいかに活用して走行速度を上げて渋滞を解消するか、そんなようなことは着実に今やっております。

田中委員 そうなんです。まるっきりずっと空いちゃってるんですよ。ぼんと止まっているもんだから、これはもったいない話です、道路を使うのにね。

会長 どうぞ。

小川委員 先ほども質問して、明確に認識できなかったんですが、地球温暖化のために減らしていこうというのは、今までのお話を聞いていると電気と車の燃料と、家庭で使う都市ガスと、これだけですか。あと、先ほどの先生の方からの例えばフロンガスとかのお話もいろいろ出ていますが。地球温暖化と言いながら、何か見ていると省エネになっちゃっているんですね。ということは、省エネだからフロンガスなんか対象にしないで、もう自動車燃料と電気と家庭の都市ガスと、この3つぐらいにターゲットを絞って目標をつかって減らしていこうという取り組みになるんですか。

環境推進係長 この計画については、もちろん地球温暖化効果ガスは6種類ございますが、一般の方にはなかなか専門的でわかりにくいものですから、一般的にはCO₂に全部換算してしまって、どのぐらい排出しているかというような言い方をさせていただいています。

先ほども申し上げたように、私ども区市町村がターゲットにするのが、主に中小事業者と家庭の方々という部分があるものですから、CO₂換算をして身近なところから省エネをすることを出発点にして、この温暖化防止に努めていこうということを考えていますが、ただ、もちろんそこにとどまるものではありませんで、この会議の第1回目のときにも意見が出たんですが、例えば3Rですね、Reduce、Reuse、Recycleがあって、リデュースの、つまりいらぬものは使わなければいいじゃないかと、それからリユースで、使いまわせるものはどんどん回せばいいじゃないかというところをすることで、できることを。それがどういうふうに、こういう問題に反映されてくるのかというようなことのご意見等も出ました。どうしても3Rというリサイクルの方にばかりいってしまうんですが、リサイクルするためのエネルギーの使用量というのもまた出てきたりして、必ずしも増えたりもいたしまして、ですから省エネビジョンはあくまでも省エネビジョンというところでもって捕まえていますが、その後の展開についてはそれにとどま

るものではないというふうに理解しております。

小高委員 省エネといって、エネルギーを省けば環境にやさしいのは当たり前の話で、これは誰が見てもわかるじゃないですか。エネルギーを使うところによって、一次エネルギーが化石燃料ですから当然CO₂とか地球温暖化効果ガスが出てしまいますので、エネルギーの絶対量を減らすという局面と、どうしても使わなければならないエネルギーというのがあるんですよ。そういう2つの局面を見ていて、両方うまく評価するような形の仕組みをつくり上げていただきたいなという気がするんですけどもね。

環境推進係長 全くおっしゃるとおりです。具体的な話で言いますと、先ほど新エネについては新宿区はなかなか地域特性で難しいというお話をしましたけれども、もちろん大もとがクリーンエネルギーであれば、それを使うことによるCO₂の排出というのは相当少なくて済むということは事実ですし、それから今例えば東京電力さんがやっていたりするようなヒートポンプを使ったようなやり方ですとか、省エネといっても単に使うところでけちけちするという発想ではなくて、どういうふうにやったらより効率的で、しかも地球温暖化に、つまり地球の環境に負荷をかけなくて済むのかというようなことを多角的に考えたいとは思っております。

中野委員 CO₂換算をするというのは、大きなところでは賛成です。けれども実際それを具体的に運用の面でやるときに、何でもかんでも平均値に入れちゃうというのは、ちょっと問題があると思うんです。ですから、先ほどお話があったように、4人家族と高齢者1人家族、これを恐らくサンプリングデータをとられると思うんですが、サンプリングデータをとったものを一緒にして平均値にしてしまう、これはもう何の意味もないですよ。だからむしろその分布を見るべきなんです。だから、分布によって何をターゲットにするかというのを考えないと。これは釈迦に説法みたいな話ですけども、ぜひそういう見方をしてください。

小川委員 どこまで真剣に精査に細かくやるのが、ちょっと見えてこないんですよ。何となく精神論でもって一生懸命みんなで行こうよという雰囲気、私は今、そんな気がしています。今の話ですと。

小高委員 要するにガイドラインぐらいということなんでしょう。

小川委員 そんな感じですね。

小高委員 大型ビルだったら、かなり省エネ法が厳しくされているみたいですから、難しいですね。

小川委員 先ほど目標と書かれちゃうと 失礼しました、不規則発言です、目標と書かれちゃうとなかなかそうはね、結構調査される行政の方もデータを集めるの大変ですよ。

会長 まだおありかと思えますけれども、時間が4時までなので。

立花副会長 1つだけ。新宿区の基本計画の後期の段階に入るときの話と、それから先ほどクールルーフ協議会というのがあるというお話なんです、その両方に合わせてなんです、1つは、基本計画の前期の段階では目標1、目標2、目標3、目標4、それぞれの段階で進めなければならなかったと思うんですね。ですけど、後期に入ったときには、それらが全部統合した形での実施目標がぜひ必要だと思います。そこに向けての、本当に環境に対する意識というのは、随分皆さん高くなっていますので、それができるところまできているという気がします。

その中に、先ほどの地域特性を反映するという話の中には、社会的な諸活動と社会条件に関する項目がほとんど挙げられていたんですが、もちろん言わなくてもご存知のことですが、新宿区、またその周囲の区まで含めて連続した緑地を、東京都の中でも結構たくさん抱えている区だと思います。丸田先生がいらっしゃるのでそこでお話いただいた方がいいと思うんですが、そこでのクールの役割というのは極めて大きいものがありますね。これをどう連続して拡大していくかということは、この4つの基本目標をトータルティーの高いところで実施目標を挙げていこうとするときの中心テーマかなという気がします。その中に新エネルギーの新しいタイプの幾つかのアイデアが、もう今まで実験段階だったものがこれから5年間は実施段階に入ろうとしてもものが幾つもありますね。光触媒などもその1つだと思いますし、建築の内部に輻射熱効果を及ぼさない工夫というのは、もう大分できるようになってきています。これから、だから後期の計画を立てるときに、個別にしないで、先ほどのフロンも大事ですし、新しいエネルギーの開発ももっともっとぱつと出てくると思うので、それをいかに取り込めるような実施目標を立てることができるかというのが決め手かなという気がしています。

今日来て見たら、外壁工事をやっているんですが、周りにはすごいトレリスでも貼るかなと期待しているんですが。あるいは光触媒のカーテンなんていうのは、ものすごく外側でもう幾らもありますし、たくさんすぐ実施できそうなことがあって、変にタイルなどを

貼らないでほしいなという気がしています。よろしくお願いします。

会長 まだおありかと思えますけれども、今後に向けて、今、立花副会長が言われたようなことも考えていただきたいと思えますけれども、これは省エネルギービジョンというか、こんなことは水を差すみたいで言うてはいけないのかもしれないですが、後発なんですよ、新宿がやるのは。もうよそはみんなやってきているんですよ、23区でも。私も何回か経験していますが。それからあと経産省、先ほど事務局からもお話がありました、そちらの補助金をもらっているし、そういう、はっきり言えば限界線みたいなものがあったり、色があったり、それからまた環境省が主体でやればまた別な切り口が出てくるし、それをいかに区としてリードしていくのかというのは、かなり難しい側面もあるんですね。オブザーバーはそちらの方の方もいらっしゃるし、もうちょっとバランスがとれたオブザーバーがいればまた別の話が出てくるかと。その辺も知っていてレポートを読まなければいけないということはあるし、次はですから区の、今立花さんが言われたような後期の環境基本計画を立てるときに、十分その辺を総合的に判断しないと望む理想像というのは出てこないんですよ。これはもう我が国の仕組みだからしょうがないと言えばしょうがないし。その辺で皆さん方にもご理解をお願いしたらなというふうに思います。

貴重なご意見、また次の策定に向けて参考にさせていただけたらと思います。どうもありがとうございました。

その他

会長 では、きょう予定されました議題、報告というのはこれで全てでございますけれども、その他ということで事務局からお願いいたします。

環境保全課長 それでは、次回の審議会の開催の予定でございますが、また追って文書でご通知を差し上げたいと思っております。ただ、皆様方お忙しいと思っておりますので、2月の中旬頃を、今考えてございます。またご通知を差し上げますので、お忙しいところ恐縮でございますが、ご出席を賜ればと思っております。よろしくお願いいたします。

会長 ということで、また日程調整のことはよろしくお願いいたします。

では、本日の審議会はこれで終了させたいと思います。どうもありがとうございました。

午後4時8分閉会